

凡例 [人]…「オンラインのみ」または「オンラインを含むもの」

※費用の明示がないものは無料

心身障害者福祉手当などの所得限度額のお知らせ

▶ 手当・年度更新月

- 心身障害者福祉手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当…8月
 - 重度心身障害者手当…11月
- ※所得限度額は表1・表2参照※各手当の所得限度額は変更になる場合あり

$$\text{所得} = \text{年間収入} - \text{給与所得控除・必要経費など} - \text{所得控除額 (表3参照)}$$

表1 心身障害者福祉手当・重度心身障害者手当の所得限度額

扶養親族などの数	0人	1人	2人	3人
所得限度額	360万4000円	398万4000円	436万4000円	474万4000円

※受給者本人が19歳以下の場合には扶養義務者、20歳以上の場合には本人の所得金額で判定。
 ※扶養親族などの数が4人以上の場合、1人増えるごとに、38万円を所得限度額に加算。
 ※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方は1人につき10万円、特定扶養親族など(16~22歳)がいる方は1人につき25万円を所得限度額に加算。

表2 障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の所得限度額

扶養親族などの数	0人	1人	2人	3人
本人	360万4000円	398万4000円	436万4000円	474万4000円
扶養義務者など	628万7000円	653万6000円	674万9000円	696万2000円

※扶養親族などの数が4人以上の場合、1人増えるごとに、本人の場合は38万円、扶養義務者などの場合は21万3000円を所得限度額に加算。
 ※本人は、所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる場合は1人につき10万円、特定扶養親族など(16~22歳)がいる場合は1人につき25万円を所得限度額に加算。
 ※扶養義務者などは、扶養親族などの数が2人以上で老人扶養親族がいる場合、所得限度額は2人目から1人につき6万円加算(特定扶養加算はなし)。
 ※20歳以上の方でも、本人・扶養義務者の所得金額で判定。

受給資格の判定

- 心身障害者福祉手当・重度心身障害者手当…令和6年中の所得が所得限度額を超える方は、手当の受給不可。また、令和5年中の所得が所得限度額を超えて受給資格が消滅し、令和6年中の所得が所得限度額(表1参照)以下になった方は、新たに申請が必要
- 障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当…令和6年中の本人の所得が所得限度額を超える方や、扶養義務者などの所得が所得限度額以上の方は、手当の受給不可。また、令和5年中の所得が所得限度額を超えて資格が停止し、令和6年中の所得が所得限度額(表2参照)以下になった方は、自動判定のため申請不要

表3 所得控除額

種類	控除額
雑損控除	相当額
医療費控除	
小規模企業共済等掛金控除	
社会保険料控除	相当額(本人の場合) 8万円(扶養義務者などの場合)
配偶者特別控除	相当額(上限33万円)
障害者控除	27万円(本人所得の場合は本人を除く)
特別障害者控除	40万円(本人所得の場合は本人を除く)
ひとり親控除	35万円
寡婦控除	27万円
勤労学生控除	

※給与所得または公的年金に係る所得がある場合は、その合計額から10万円を上限に控除。

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎3579-2362 ☎3579-2364

マル障(心身障害者医療費助成制度) 受給者証更新のお知らせ

受給者証をお持ちで、資格要件(表4参照)を満たす方には、8月下旬に新しい受給者証をお送りします。ただし、更新手続きに書類の提出が必要な方には、別途ご案内します。9月以降、マイナ保険証などと一緒に、病院などの窓口へご提出ください。現在の受給者証は、9月以降に破棄してください。※受給者証をお持ちでない方で、資格要件を満たす場合は、お問い合わせください。※生活保護を受給している・施設に入所している方などは、対象外の場合あり。

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎3579-2362 ☎3579-2364

表4 マル障受給者証の資格要件

障がいの程度	身体障害者手帳1級・2級・内部障害3級、愛の手帳1度・2度、精神障害者保健福祉手帳1級※原則、65歳以降に手帳を取得した方を除く。
所得の制限	令和6年中の本人所得で判定 ※本人が19歳以下の場合、加入している健康保険の被保険者の所得で判定。 扶養親族などの数・基準額 0人…360万4000円、1人…398万4000円、2人…436万4000円 ※扶養親族などの人数が3人以上の場合、1人増えるごとに、38万円を基準額に加算。※基準額は変更になる場合あり
健康保険	国民健康保険・社会保険・後期高齢者医療制度(住民税が課税されている方を除く)

講座

いたばし若者サポートステーションをご利用ください

自己理解セミナー ▶とき=8月5日(火)10時~12時 ▶内容=講義「GATB(職業適性検査)」

自己分析診断テスト ▶とき=8月14日(木)13時30分~15時

心理セミナー ▶とき=8月23日(土)13時30分~15時 ▶内容=講義「苦手な人から自分を守る心理学」

【いずれも】 ▶対象=就労意欲がある15~49歳の方 ▶定員=10人※申込方法など詳しくは、いたばし若者サポートステーションホームページをご覧ください。 ▶ところ・申込・問=同ステーション ☎6915-5731(月曜・日曜・祝日休み)

I(あい)サロン

参加者のみなさんで気軽におしゃべりします。仲間づくりの場としてもご利用ください。 ▶とき=8月5日(火)13時~15時 ▶ところ=グリーンホール504会議室※当日、直接会場へ。 ▶テーマ=「夏を乗り切る私のおすすめ」※工作あり ▶問=男女社会参画課男女平等推進係 ☎3579-2486

ひとり親家庭のマネー講座

▶とき=8月24日(日)10時~12時 ▶内容=講義「今からできる教育費と奨学金の備え方」※オンライン会議システム「Zoom」を使用 ▶講師=ライフシンフォニア代表 井上美鈴 ▶対象=区内在住・在勤のひとり親の方または離婚前後の保護者 ▶定員=20人(申込順)※申込方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。 ▶問=いたばしひとり親家庭相談窓口 ☎6909-6205、生活支援課ひとり親支援担当係 ☎3579-2234

経営支援セミナー

▶とき=8月25日(月)16時~18時 ▶ところ=板橋産連会館(仲宿54-10) ▶内容=講義「生成AIをビジネスで有効に利用する方法」 ▶講師=(株)にぎわい研究所 村上知也 ▶対象=区内在住・在勤の方 ▶定員=40人(申込順)※申込方法など詳しくは、(一社)板橋産業連合会ホームページをご覧ください。 ▶問=同連合会 ☎3962-0131、板橋区産業振興課工業振興係 ☎3579-2193

朝市<産業振興課>

蓮根朝市 ▶とき=7月27日(日)朝6時30分から ▶ところ=蓮根中央商店会(都営三田線「蓮根」下車) ▶目玉商品=とうもろこし